

相談支援事業所の体制

当事業所は、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
または行動援護従業者養成研修及び、医療的ケア児等コーディネーター養成研
修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名
以上配置しています。